



流 選 管 第 8 3 号  
令 和 7 年 2 月 2 5 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市選挙管理委員会  
委員長 高橋 亨子



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和7年2月20日・流監第107号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
選挙管理委員会事務局	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	前渡資金整理簿が未作成であった資金前渡があったことから、資金前渡に係る規定の再確認を行い、職員間で認識を共有した上で、直ちに前渡資金整理簿を作成し、公金適正管理の徹底を図った。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。